



第 272 号



- 会長挨拶 新たな出発にあたって
- 25年度事業計画・予算の概要
- 都受託講習会 「静脈産業をめぐる最新状況に関する講習会」を開催
- 25年度認定講習会日程 処理業許可・特管責任者講習会日程
- 行政だより 石綿含有産業廃棄物の中間処理施設における取扱い廃止
産業廃棄物処理業許可申請手続きの簡素化について
東京都・産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

[会長挨拶]

新たな出発にあたって

一般社団法人東京都産業廃棄物協会が新たなスタート
—平成25年度事業計画・予算の概要—都から受託の「産業廃棄物処理業者向け講習会」を開催
～静脈産業をめぐる最新状況に関する講習会～平成25年度 認定講習会(処理業許可・特管責任者)日程表 ※関東地域
—平成25年4月～平成26年3月—[お知らせ]
石綿含有産業廃棄物に係る許可の取扱について[行政だより]
石綿含有産業廃棄物の中間処理施設における取扱い廃止
産業廃棄物処理業許可申請手続きの簡素化について
東京都・産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令

委員会報告（多摩支部、医療廃棄物委員会、青年部、女性部）	17
平成25年度「優良性適合認定制度」申請説明会が開催されます	30
新TSK会だより	31
講師余談	32
よろず相談（法律・行政との訴訟で処理業者が成功した事例 シリーズ5）	34
会員情報	39
協会の主な今後の日程	39
事務局だより・編集後記	40
表紙の言葉	19

本号の用紙はすべて再生紙を使用

有明興業は、
未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替保管を除く)
中部処理業
産廃エキスパート
認定番号 2-11-A0012
認定番号 2-11-C0012

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうじょ 検索
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOURYOU CO.,LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919
IS 533201/JIS Q 27001
BSI
JAS
JAB

リサイクルポート

東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築
モーダルシフトでCO2削減

▲重量トン数1,500トンクラスの船舶が接岸可能な当社桟橋

- 産業廃棄物処分業（コンクリート塊の破碎2,040トン／日）再生碎石、再生砂の販売
- 産業廃棄物収集運搬業（保管積替を含む）陸上・海上輸送共可能
保管積替（汚泥、燃え殻、鉱さい）
- 積替え（上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類）
- 汚染土壌の陸上海上輸送



日栄産業 株式会社 TEL. 03-3790-7400
FAX. 03-3790-7401

〒143-0003 東京都大田区京浜島3-5-2

http://nichiei-sangyo.jp



ISO14001 2004取得



中間処理業 2-11-C0027

収集運搬業 2-11-B0022

「新たな出発にあたって」

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

会長 高橋俊美

本年4月1日をもって、私どもの協会は新法人に移行し、新たに一般社団法人東京都産業廃棄物協会と名乗ることになりました。新法人となりましても、協会の基本は変わりありませんので、会員及び関係者の皆様には引き続き変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

思い起こしますと、従来の公益法人制度が、多くの不祥事が明るみに出たことを契機に改革を求められ、およそ10年前に公益法人制度改革が進められることになりました。その結果、平成18年6月、関係3法（一般社団・財団法人法、公益法人認定法など）が公布され、平成20年12月から施行となりました。

これを受けまして、私どもの協会では、平成19年12月に常任理事会を中心として公益法人改革対応を検討していくことを決め、会計処理につきましては平成20年度から新公益法人会計基準に基づいて行うこととしました。

当時一番の課題は、公益認定を受けて

公益社団法人となるか、受けずに一般社団法人となるか、いずれを選ぶかということでありました。

平成20年度には、事業計画に検討開始をうたい、あわせて機関誌「とうきょうさんぱい」（本誌）に5回にわたって専務理事執筆の関係記事を掲載し、会員の皆様に周知をお願いすると同時に、我々役員も認識を深めつつ議論を進めました。

平成21年6月には、決算総会の中で、新法人移行問題についての説明会を行い、会員からの意見を求めました。平成22年7月には、一般法人移行に必要な準備を進めることとしました。その理由は、マニフェストの販売事業が公益事業該当性に疑義があるとされるなど公益認定が困難な状況があること、仮に認定を受けても、認定後公益事業の割合が5割を切るようになると解散に追い込まれるというリスクがあること、一般法人にも利点があることなどによるものです。

平成23年度事業計画では、「産業廃棄物の適正処理の推進等を目的としつつ、会員の利益と業界の発展に基礎を置いた



自由度の高い組織として活動を進めていくため、一般社団法人への移行を目指すこととする。」と、明確に方針を定めました。移行準備で最も手間のかかる事業見直しや会計の区分経理は、22年、23年をもって終えました。

平成24年1月の計画総会では仕上げとなる定款改正の素案を説明し、パブリックコメントを経て、5月の決算総会で定款変更を審議・決定していただきました。速やかに移行認可申請を行い、8月に認可答申が出されました。

25年3月25日に東京都から認可書を受領、直ちに登記申請を行い、無事新法人移行が実現したものです。長い間移行作業に携わった方々には、そのご苦労に対しお礼を申し上げます。

移行にあたりましては、先ず会員の皆様に深く感謝を申し上げます。公益か一般かという一番悩む問題については、意見が分かれるものと思っていましたところ、事前の説明を考慮していただき、一致して一般社団で行こうということになりました。会員の皆様の気持ちが、「会員の利益と業界の発展に基礎を置いた、自由度の高い組織として活動を進めていく」ということにあったと強く認識したところであります。

新法人となって変わることろは、新法人の定款では、これまでと違い適正処理の推進とともに会員事業が重要な柱とさ

れていることです。

実際には、既に準備段階から事業計画・予算の組み立て方を大きく変えてきており、急激な変化はありません。しかし、今年の計画では顕彰・表彰事業では表彰事項を拡大、表彰数も増やすなど、会員企業・従業員の皆様の士気高揚に繋げていきたいと考えております。

また、環境対策事業も新定款で明確に位置づけをしておりますので、協会が行う公益事業の柱の一つとして、青年部や女性部の活力も有効に活かしながら、東京直下型地震の災害対応なども含め、一層の強化を図ってまいります。

さらに、適正処理の確保のためには、排出事業者の理解と協力が不可欠でありますので、関係方面とも十分連携しながら排出事業者向けの研修会・講習会や啓発活動に力を入れてまいります。

最後に、会員については、都知事の許可がなくても他県の許可がある処理業者及び、適正処理の推進に関心のある排出事業者の皆さんにも、正会員となっていました。志を同じくする排出事業者の皆さんにも正会員に加わっていただき、適正処理の確保と資源循環の推進が盤石なものになっていけば、これほど嬉しいことはございません。会員の増強に皆様のご協力をお願い申し上げて、新たな出発にあたってのご挨拶といたします。

一般社団法人東京都産業廃棄物協会が新たなスタート —平成25年度事業計画・予算の概要—

平成25年4月1日、一般社団法人東京都産業廃棄物協会が新たにスタートし、4月10日、第1回理事会において、平成25年度事業計画及び収支予算が承認されました。

内容は、次のとおりです。

平成25年度事業計画（概要）

1. 適正処理推進事業〔公益的事業〕

(1) 調査研究事業

- 1) 調査研究
適正処理の推進と循環型社会の進展に向けた調査研究を行い、国や東京都などに対し、提案・要望を行う。

2) 普及啓発

調査研究の成果を含め、ホームページ等により、広く一般に普及啓発を行う。

(2) 研修事業

1) 一般研修事業

協会主催や東京都、東京商工会議所などの協力を得た共催研修会、東京都等からの受託講習会を実施する。

2) 講習会事業（許可申請に関する講習会）

主催機関である（公財）日本産業廃棄物処理振興センターなどに協力して実施する。

①産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会（新規・更新）

②特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

(3) 相談指導事業

会員その他業界関係者や一般の企業、都民から協会への問い合わせに的確に対応するため、引き続き専任相談員を配置して各種相談指導業務を着実に実施していく。

2. 環境対策事業〔公益的事業〕

(1) 環境活動

①さまざまな環境活動への参加、②次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動を、環境活動事業と位置付けて取り組んでいく。また、必要な公益寄付を行う。

(2) 環境対策事業

行政からの要請等を踏まえつつ、協会の社会的使命として対応することが妥当であると認められた場合に必要な対策を行う。

(3) 災害廃棄物対策事業

東京都などと連携・協力し、災害廃棄物処理活動を必要に応じ行う。また首都直下型地震等の被害想定の見直しにあわせ、災害廃棄物対策の再検討などを行うとともに活動を適切に行えるよう隨時、体制の見直し、演習等を行っていく。

3. 普及事業〔その他事業〕

(1) 普及事業

1) 普及・広報活動

協会の諸活動について、広く社会に向け積極的に協会ホームページ等を活用し普及・広報活動を行う。また、必要に応じ、処理業者に対する適正処理の推進・確保に向けた支援・助成を行っていく。

2) 協会発行図書等の有償頒布

「マニフェストシステムがよくわかる本」((公社)全国産業廃棄物連合会発行)等の有償頒布、車両表示板製作斡旋等を行う。

3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）普及事業

産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、(公社)全国産業廃棄物連合会及び建設六団体副産物対策協議会から販売を受託する。また、電子マニフェストについて加入を促進し普及に努める。

(2) 機関誌の発行事業

会員向けの機関誌『とうきょうさんぱい』を継続発行していく。

(3) 会員事業

1) 会員研修事業

会員向けの各社共通課題に対する研修を、職層やテーマに応じて効果的に実施していく。また、内外処理施設見学研修、事例研究、話題に即した講演会等を実施する。

2) 会員交流・増強事業

①総会後の懇親会、賀詞交歓会等の交流事業を行うとともに、多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に展開していく。また、協会ホームページを会

員の情報交換・交流に活用していく。

なお、平成26年には法人化30周年を迎えるため、記念事業の準備を進め、記念事業積立金の積立を継続する。

- ②会員数の維持・増加を図るため積極的に活動を展開する。また、新入会員懇談会等の事業を行うほか、引き続き賛助会員への対応の強化に努める。
- ③協会事業の進展のため、(公社)全国産業廃棄物連合会、関東地域協議会の諸活動に積極的に参画していく。また、排出事業者等の諸団体と、適正処理の推進と業界発展に向け活発に協力・交流を進めていく。

3) 顕彰・表彰事業

①優良従事者表彰

顕彰・表彰規程により、5月の定時総会において15名程度を表彰する。

②特別表彰

従事年数、年齢にとらわれず、特に産業廃棄物処理に関する処理技術の開発、改善及び作業の合理化、改善等により功績があったと認められる者、並びに業界発展に著しい功績があったと認められる者について表彰を行う。

③安全衛生表彰

安全衛生活動の推進に寄与するため、功績のあった者について表彰を行う。

4. 管理運営

産業廃棄物処理業界にとって厳しい状況が続き、会員数の減少が予測されるなど、協会運営には予断を許さないものがある。産業廃棄物処理業界に対する社会的要請に応えつつ、一般社団法人として協会活動の活性化と財務体质の強化を図るために、引き続き組織率の向上と経費節減に努める。

5. 委員会活動

(1) 総務委員会

「30周年記念事業検討会」のほか、「法制度検討委員会」において、引き続き諸課題の集約と論点整理をすすめていく。また、東京における災害廃棄物について分科会「災害廃棄物検討委員会（仮）」を設け検討を始める。

(2) 広報委員会

これまでと変わりなく「正確・迅速」を基本として活動していく。媒体としては機関誌『とうきょうさんぱい』が中心となるが、計画されている協会ホームページの充実に合わせて、情報伝達の迅速化も検討し、実践していく。

(3) 中間処理委員会

アンケートの実施などにより状況を把握し、行政への働きかけなどを行っていく。

また、収集運搬委員会と適正処理に向け、合同で活動を行っていくとともに分科会（焼却、中和・脱水、破碎・圧縮）活動を充実させ、具体的な活動を行っていく。

(4) 安全衛生推進委員会

職場における安全と健康の確保、快適な職場環境の推進の一助として、講習会などを開催する。また、表彰制度を運用し、協会員の意識高揚を図る。

(5) 医療廃棄物委員会

新システムである電子マニフェスト+優良業者の組み合わせをどう徹底していくかを議論、工夫し、このシステムを徹底させるための提案をしていく。WDS（廃棄物データシート）についても現状とマッチしない部分があるので、内容の改善について勉強・研究を行う。

また、引き続きパネルディスカッションなど参画型のセミナーを開催していく。

(6) 収集運搬委員会

資機材報告については、東京都の「首都直下地震による被災想定」に対応した内容とし、また迅速な震災廃棄物の処理体制の整備とともに、協会ホームページに災害窓口を設け、実践的に対応できるようにしていく。

また、中間処理委員会と連携して、適正処理に向けた活動を行っていく。2ヶ月毎に1回委員会を開催する。

(7) 建設廃棄物委員会

東京都との懇談会を通じ、再生砕石の利用先拡大策などを検討していく。

また、排出事業者等の団体との交流を深め、勉強会や情報交換、施設見学会等を実施し、適正処理の推進に反映されるよう取り組んでいく。

(8) 多摩支部

講習会や研修会を開催し、加えて多摩支部の発足から20年目となる節目の年を迎えるため、イベントなどの計画を練り、実施する。

施設の見学会、東京都多摩環境事務所との適正処理意見交換会等を通じて、組織の充実と会員相互の交流を深めていく。

(9) 青年部

発足20周年を迎える今年度は、部員間の情報共有や更なる資質の向上に努め、強固な相互連携を活かした密度の濃い企画を展開し、業界のための、業界による、業界からの発信力をパワーアップさせていく。

(10) 女性部

視察見学会を実施する。また「環境学習」における新たな取り組みについては、具体化に向け継続して検討を行う。

関東地域協議会女性部会としての活動も、引き続き千葉、埼玉、群馬等の近隣県と連絡を密にとりながら、女性ネットワークの拡大を図っていく。

平成25年度収支予算
(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

2013.4.10
(単位：千円)

科 目	25年度予算額 A	24年度予算額 B	増減 A-B	増減比 A/B	24年度 決算予定額	備 考
事業活動収支の部						
事業活動収入						
1 会員料金収入	260	260	0	1.000	310	
①正会員料金収入	220	220	0	1.000	260	11社
②賛助会員料金収入	40	40	0	1.000	50	4社
2 会費収入	72,600	72,970	△ 370	0.995	74,753	
①正会員会費収入	69,260	69,630	△ 370	0.995	71,473	575社⇒573社
②賛助会員会費収入	3,340	3,340	0	1.000	3,280	68社⇒ 66社
3 事業収入	65,970	69,790	△ 3,820	0.945	77,720	
①研修事業収入	1,050	1,050	0	1.000	5,741	
②許可申請講習会事業収入	14,750	14,330	420	1.029	15,107	
③普及事業収入	890	700	190	1.271	1,199	協会図書頒布料等
④マニフェスト普及事業収入	40,800	45,230	△ 4,430	0.902	46,312	販売数の減少傾向反映
⑤機関誌発行事業収入	5,300	5,300	0	1.000	5,850	機関誌広告料
⑥会員事業収入	3,180	3,180	0	1.000	3,511	総会後懇親会会費等
4 雑収入	460	360	100	1.278	582	
①受取利息収入	60	60	0	1.000	68	
②雑収入	400	300	100	1.333	514	
事業活動収入計	139,290	143,380	△ 4,090	0.971	153,365	
事業活動支出						
1 事業費支出						
A 適正処理推進事業	131,865	135,351	△ 3,486	0.974	132,841	
①調査研究事業費支出	36,980	36,259	721	1.020	38,685	
②研修事業費支出	9,454	9,088	366	1.040	8,475	委員会活動の増
③相談指導事業費支出	18,676	18,205	471	1.026	22,017	
B 環境対策事業	8,850	8,966	△ 116	0.987	8,193	
④環境対策事業費支出	3,270	3,582	△ 312	0.913	2,286	
C 普及事業	3,270	3,582	△ 312	0.913	2,286	
⑤普及事業費支出	91,615	95,510	△ 3,895	0.959	91,870	
⑥機関誌発行事業費支出	43,025	47,089	△ 4,064	0.914	46,803	マニフェスト仕入額の減等
⑦会員事業費支出	20,924	20,749	175	1.008	19,590	
2 管理費支出	27,666	27,672	△ 6	1.000	25,477	
事業活動支出計	15,137	15,393	△ 256	0.983	14,749	総会関係費の減
事業活動収支差額	147,002	150,744	△ 3,742	0.975	147,590	
投資活動収支の部	△ 7,712	△ 7,364	△ 348	1.047	5,775	
投資活動収入	0	0	0	皆減	0	
①特定資産取崩収入	0	0	0	皆減	0	
環境対策基金引当資産取崩収入	0	0	0	皆減	0	
投資活動支出						
①特定資産取得支出	2,478	2,880	△ 402	0.860	3,202	
退職給付引当資産取得支出	1,478	1,880	△ 402	0.786	1,202	引当額の精査
30周年記念事業引当資産取得支出	1,000	1,000	0	1.000	2,000	目標額900万の達成
②固定資産取得支出	1,500	5,000	△ 3,500	0.300	0	
固定資産取得支出	1,500	5,000	△ 3,500	0.300	0	分煙対策等
投資活動支出計	3,978	7,880	△ 3,902	0.505	3,202	
投資活動収支差額	△ 3,978	△ 7,880	3,902	—	△ 3,202	
財務活動収支の部						
財務活動収入	0	0	0	—	0	
財務活動支出	0	0	0	—	0	
予備費支出	2,500	2,560	△ 60	0.977	0	事業支出の1.7%程度
当期収支差額	△ 14,190	△ 17,804	3,614	—	2,573	
前期繰越収支差額	90,628	76,906	13,722	1.178	88,055	
次期繰越収支差額	76,438	59,102	17,336	1.293	90,628	

(注記) 1 借入金限度額 該当なし

都から受託の「産業廃棄物処理業者向け講習会」を開催 ～静脈産業をめぐる最新状況に関する講習会～



志村課長

(社)東京産業廃棄物協会は、平成25年3月14日(木)13時より砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」(千代田区平河町)において、東京都からの受託講習会として「静脈産業をめぐる最新状況に関する講習会」と題し、シンポジウムを実施した。

開会に際し主催者である東京都環境局の志村産業廃棄物対策課長は「適正処理、リサイクルを促進するためには、静脈ビジネスを担っている処理業者の皆さまのレベルアップと発展が欠かせません。この講習会を皆さまのビジネスに役立てていただきたい。」と挨拶した。シンポジウムでは、最近マスコミ等で取り上げられている「アップサイクル」に焦点を当て、基調講演とパネルディスカッションを実施した。続いて当協会・古川専務理事による「環境配慮契約法基本方針について」の解説が行われた。本誌では基調講演とパネルディスカッションを中心にお伝えします。

静脈産業をめぐる最新状況に関する講習会 シンポジウム

コーディネーター：森 浩志 氏（公益財団法人 東京都環境公社 理事長）

基調講演・パネリスト：

宮武龍大郎 氏（帝人フロンティア株式会社 マーケティング企画課 課長）

森村 努 氏（エム・エム・プラスチック株式会社 代表取締役社長）

森 氏：今日のシンポジウムでは「アップサイクル」をサブテーマとしました。「アップサイクル」とは一言でいえば“付加価値をより高めたリサイクルへの取組”です。リサイクルの概念はこれまでの延長でよいのか、或は新しいステージが必要なのかを考えることは、リサイクルの将来にとって重要だと思っています。そこでまず、新技術やデザインの力で高級ブランド品を生み出している帝人の宮武さん、高度なパレット製造など

ラスチックリサイクルに取り組んでいるエム・エム・プラスチックの森村さんから基調講演をいただいた後、パネルディスカッションでさらに議論を深めます。

宮武氏：帝人㈱は95年前にレーヨンという繊維素材のベンチャー企業として山形県米沢市に誕生しました。現在は繊維だけでなく、化成品（フィルム・プラスチック）や医療品等、すべて高分子化学をベースにした技術に基づいた様々な事



宮武氏

業展開をしています。帝人グループは1992年に「帝人グループ地球環境憲章」を制定し、2007年には「環境経営宣言」を行い、環境保全・環境配慮設計・環境ビジネスを軸に環境経営を推進しています。

当社が取り組んでいる循環型リサイクルシステム「ECO CIRCLE（エコサークル）」とは、消費者・メーカー・小売業者から回収した使用済みポリエステル製品（繊維に限らない）を、ケミカルリサイクルという技術で分子レベルに戻し不純物を取り除いて、石油から作ったポリエステル原料と同じ品質の原料を作り、そのリサイクル素材から新たな製品を作って販売するという循環システムです。一般的なリサイクル繊維の原料はPETボトルに限定され品質に限界がありますが、ケミカルリサイクル繊維の原料はPETボトルを含めたポリエステル製品であれば可能であり、化学分解されるので高品質で且つ展開に制約がないという特徴があります。しかし、現在の技術ではケミカルリサイクルできない繊維もあります。

エコサークルは「石油の掘削からポリエステル原料を製造するまで」と「使用済みポリエステル製品の回収からリサイクル原料を作るまで」を比較すると、エネルギー使用量を84%削減、CO₂排出を77%削減することができます。エコサークルは2012年に10周年を迎え、現時点では世界155社とともに取り組んでいます。

ケミカルリサイクル素材を使った製品は、スポーツ用衣料やユニフォームの他、インテリア用品等にも広がってきていま

すが、様々なアンケート調査によると、消費者にとって車や家電製品は購入した本人に「環境に貢献した」という感覚をもたらしますが、リサイクル素材の繊維製品を買うことは「環境に貢献している」という気持ちにならないのだそうです。こうした市場心理にどうやってアプローチしていくかが、これから我々の大きな問題です。当社のような素材メーカーは、消費者と直接コンタクトすることはありません。そこで近年は、環境に関心の高い主催者による野外ライブ会場でPETボトルを回収し、前年に回収したPETボトルから作った製品をオフィシャルグッズとして販売するなど、当社の技術を世の中に伝え、理解していただく活動を行っています。我々ができることは3Rの中のリサイクル、しかも繊維製品だけですが、当社の取組みを少しでも皆さまに知っていただき、こういう技術やシステムを使ってみたいと思っていただけるように、皆さまと一緒に取組みを増やしていきたいと思っています。

森村氏：当社エム・エム・プラスチック（株）は商社・メーカー・廃棄物処理・物流という異業種の合弁企業として設立され、2010年に市川環境エンジニアリングの100%子会社となりました。プラスチック原料の製造、パレットの製造、廃棄物の処理・リサイクルの3つの事業を行っています。容器包装リサイクルの分野において、品質や仕組みなどすべてにおいて“高度”というキーワードで他社との差別化を図ろうとしています。

当社のMMPサンドイッチパレットは、

名前のとおりコア層（内部層）をスキン層（表層）で挟み込むサンドイッチ成形技術で、スキン層には従来からパレットに採用されているPE（ポリエチレン）、またはPP（ポリプロピレン）材を、コア層には当社でリサイクルされた容器包装プラ再生材（主成分はPP・PEの混合）を使用します。もともと自動車製造メーカーがバンパーに使用した技術を応用したもので、一番の特徴は、品質が安定しないものを中に封じ込め、周りの層で品質を保持できるということです。強度や臭気の問題の解消に成功し、バージン材料のパレットと同じ強度と品質を確保しました。パレットでは国内で初めてカーボンフットプリント認定を取得、また、「カーボンフットプリントを活用したカーボンオフセット試行事業」に承認されました。

パレットの製造工程は、まず回収した廃プラスチックをマルチソーター（赤外線材質選別機）と手選別による前処理工程でPE、PP、PS（ポリスチレン）に分け、PEとPPは破碎・洗浄・乾燥等の後処理工程を経てコア材（パレット・減容品）となります。次に成形ラインで、別々に成形したコア材とスキン材を溶着してパレットが完成し、品質試験（JIS規格）の後に出荷します。当社ではお客様に安心して使っていただけるよう徹底した品質管理を実施しています。

今後の戦略については、ひとつは動脈産業で製造されるプラスチック製品（自動車、家電、居住用製品）の原料として利用されるようにリサイクル原料を高度化すること、もうひとつは動脈産業から排出される廃プラスチックを活用した循環型プロジェクトの実現です。例えばA企業から回収した廃プラスチックをパ

レットや各種プラスチック原料にしてA企業に戻し、A企業がそれらを物流や原材に使用することでA企業内の循環システムが構築できます。このように、工夫を加えた循環システムを提案していきます。

高度プラスチックリサイクルの将来のあるべき姿は、製品用途別に要求品質に合わせた原料を提供し、動脈産業の製品の原料に利用されることだと思います。技術の向上により低コスト化を図ることも必要です。廃棄物の処理（リサイクル）事業では、処理費が事業の源泉となっていますが、これからは付加価値の高い製品を売ることで、処理費に依存しない、製品の販売収入で経営が成り立つメーカーになることが今後あるべき姿ではないかと思います。

森 氏：パネリストのお二方から、資源化・リサイクルへの果敢な取組みの状況について発表を受けました。それぞれの取組みについては、帝人さんは「エコサークル」、エム・エム・プラスチックさんは「高度製品」或は「高度リサイクル」と表現されていますが、本日のディスカッションでは「アップサイクル」に統一して議論していきます。

アップサイクルのキーワードは「リサイクルの付加価値を高める」であると思いますが、そのための必要条件として、①排出事業者や製造・販売業者等との強い協業・連携、②CSRやエコの名だけに頼らないアップサイクルが社会に受容される機運づくり、③リサイクル原料の徹底した品質管理、の3つが重要であると

感じました。これらは今後の廃棄物業界に望まれる事業展開でもあると思います。他企業や自治体等との協業・連携がアップサイクルのカギを握っているように思います。

宮武氏：協業・連携は非常に重要です。我々は素材メーカーですので、消費者からの回収はアパレルや小売店にお願いすることになり、我々だけではアップサイクルは成り立ちません。もうひとつは、リサイクル素材で作った製品がリサイクルしやすいよう、取引先のメーカーと常に協議し、商品の開発も協同で推進するようにしています。

森村氏：まずアップサイクルについてですが、置かれている立場によって求めているものが違うと感じています。一般消費者はデザイン性や品質に価値を見出しますが、企業はコスト重視です。企業イメージとしての「環境に優しい」は大切だが「総論では賛成だが各論では反対」という風潮があることは否めません。

連携については一企業が単独で作り上げることは大変困難です。我々の場合、容り法の中に国・メーカー・消費者の役割分担や仕組みが定められていたことは幸いでした。法律によって連携ができるがっていたともいえます。ただ、クローズドを完成させるためのエンド、つまり商品を購入する企業の意識が追いついていない、チェーンにはなりきっていないというのが実態だと思っています。これからは製造事業者や流通との連携が必要不可欠であると感じています。

森 氏：二社の取組みについては、従来のリサイクルの概念の延長線上での新たな

展開、或は思い切って従来の概念を見直して取り組まれた結果であったかもしれません。振り返ってみて、新たなりサイクルへのアプローチにとって何が「転換点」であったと感じられるでしょうか。

宮武氏：当社にとっての転換点は2回あったと思います。第1回地球サミットが開催された1992年に、社内で「帝人グループ地球環境憲章」が制定されました。会社から「自分たちの技術で世の中に何ができるか、どんな貢献ができるか考えなさい」という命題を与えられたのです。それをきっかけに繊維事業部門ではリサイクルの方向を考えはじめ、約8年かけてケミカルリサイクルという技術を開発しました。もうひとつは、2005年に米国の大手アウトドアメーカーと組んで回収・リサイクルの仕組みを発表できたことです。ケミカルリサイクルを始めた当初は、国内で回収しやすいユニフォームのみに特化していましたが、この事業を伸ばすために用途とエリアの拡大を考えていたところでしたので、これがその後のリサイクル事業にとって非常に重要な出来事でした。

森村氏：容リプラの処理費は他の廃棄物処理費に比べて高いのですが、それでも現在は、法律ができた2000年ごろの約半額ほどになっています。この高い処理費が永続的に続くとは思っていません。これからは付加価値をあげて処理費に頼らず販売収入が主たる事業収入とならなければ、この分野では勝ち残っていけないと思います。また、さきほどお話ししましたように、リサイクル製品に対する一般消費者と企業の考え方は違います。当社は今まで企業向けの製品作りをしてき

ましたが、それでは限界があると感じています。良いものを認めてもらいやすい一般消費者が使う製品の取り扱いを今後検討すべきだと思います。

森 氏：お二人によると、転換点はごく近年にあったようです。様々な制度、技術が追い付いてきたこと、国民の感情など色々なことが作用していると感じます。大きな転換点をうまく乗り越えて現在に至っていると思いますが、苦労され、時には失敗もされて学び取ってこられたこととは何でしょうか。

宮武氏：苦労したことは、海外で回収した衣類をリサイクル目的で日本に持ち込むための制度がなく、この実現に大変に時間がかかってしまったことです。全国各地の税関でも前例がなく具体的な方策を聞くことができませんでした。「本人はいらないけれど見た目にはまだ着ることのできる服」ですと古着と間違われて、リサイクルするにもかかわらず高い関税を払うことになってしまうので、古着と間違われないよう回収したアパレルにお願いして古着を切断することにしました。ところが、最初に回収された服をリサイクルプロセスに投入する前にチェックしたところ、綿やウールなどケミカルリサイクルに不適な素材が混じっていました。選別しなおそうにも切断されて品質表示のついた部分が離れてしまっているため材質がわからないという失敗があり、その後選別の精度をあげていって、現在では海外でも国内でも回収されたものは中身を見ずにそのままリサイクルにまわすことができるようになっています。

森村氏：海外から導入した技術が日本の

プラスチックごみに合うかどうか、或は色々な技術を組み合わせたときに $1+1=2$ になるかなど試行錯誤しました。コストと品質のバランスを作りあげるのも苦労した点です。また、できあがった製品を営業する際、企業の購買担当は「環境に優しい」ことは評価しても安くないと興味を示してくれません。さらに「どこから入ってきたかわからない廃棄物からできたプラスチック製品？大丈夫？」と必ず言われました。実績を積み上げながら信頼を築いていくという地道な作業が、いま考えると一番の苦労だったと思います。

森 氏：お二方の基調講演やこれまでのご意見をうかがってきて、アップサイクルへの取組みは、「廃棄物を原料にしつつ、価値をつけて利用する。」「新技術やデザインなどの力で、品質や価値をより高めていく。」つまり、新たに付加価値をつけて、或は高めて、より良いものに変えていくことにあると思います。将来、このアップサイクルへの取組みはこれまでのリサイクルの概念を発展させ、又は変えていくことになるかもしれません。アップサイクルの定義そのものはまだ定着しているわけではありませんが、この概念は、今後のリサイクルについて議論するためのパーツのひとつ、考えるためのツールのひとつだと思っています。将来の期待感を含め、今後の方向性等について感じられていることをもう少しあり得ればと思います。

宮武氏：我々の取引先の中でも特にアウトドア業界では、厳寒の地や登山など一步間違うと死に遭遇するような場所で身に着けるものを作っていますので、「環境に良い」だけでは当然採用してくれま

せん。一方で、「自然と遊ぶ」人たちが彼らの顧客ですから環境にも配慮されていないといけません。ですから、素材がリサイクルであろうとなかろうと品質は絶対で、その要求度はどんどん高まっていきます。さらにそれに何か環境に配慮されたと言えるようなものを付け加えてほしいと言われますので、今後の方向としては、まずきちんとした品質のものを出すことです。ケミカルリサイクルは石油から作ったポリエステルと同等の品質ができるのでこの点はクリアできていくと思います。コストはかなり高いので今後検討しなければならない点ですが、まずは「石油から作った原料と同じ品質のリサイクル素材ができる技術がある」ということを皆さまに知っていただく活動を継続していきたいと思っています。

森氏：私が考える究極のアップサイクルは、何度も永続的に循環する姿です。今まで一回有効活用したらその先のことはあまり着目されていないのではないかでしょうか。何度も何度も循環した後、本当に使用できなくなってはじめて埋立や焼却されるべきですし、さらに、その過程を社会が意識してトレースしていることが重要だと思っています。ですから消費者もそうした製品やスキーム作りに参加していかなければならぬと思っています。また、「良い製品」とは、「市場が求める品質」です。私は、リサイクル素材の純度を高めてバージン材に近づければいいんじゃないかとずっと思っていたのですが、それは勘違いです。純度をどんなにあげても元が廃棄物ですから100%にはなりません。市場が求めているのは100%の純度ではなく、製品の機能性にあわせた品質です。我々はせっかく持つ

ている技術力で市場が求める品質を作り上げ、それによって消費者や企業に認めてもらい、永続的な循環を作つてはじめてアップサイクルといえるのではないでしょか。

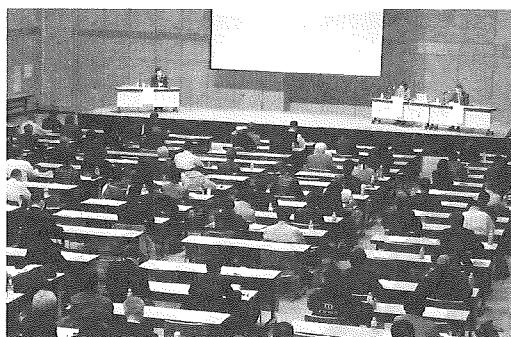
森 氏：廃プラスチックリサイクルにおいて、異物除去、選別技術は今後どこまで発展していくのでしょうか。

森村氏：私は世界中の技術を調査しましたが、廃棄物のリサイクル技術は現時点ではドイツが先進国だと思います。当社の設備もドイツの技術を多く導入し今後も導入予定ですが、日本のごみ質も回収方法もドイツとは違うので、最適なライン構成や品質を考慮した技術の導入の仕方が必要で、その点では、まだまだ発展途上です。また、現在のところは回収した廃棄物の約半量はリサイクルできませんが、技術力で原料化が可能なものを増やせると思っています。それから、廃プラスチックリサイクルには手選別が不可欠というのが今までの常識です。廃棄物処理コストのうち人件費の負担が大きいと感じているので、夢物語かもしれませんのが我々が狙っているのは無人化です。中でも最も手間も人手もかかる複層素材（例えばPETと塩ビが何層にもなっているようなもの）について、製造業界と話し合つてリサイクルしやすいものに変えてもらうことができれば、無人化やコストのかからないリサイクルが実現できるのではないかと思っています。

森 氏：「エコサークル」の技術面についてですが、コットン（綿）やレイヨンなどが混入した繊維の処理方法や技術は、今後どのように発展していくのでしょうか。

うか。

宮武氏：ケミカルリサイクルのためにはポリエステル100%の製品が、最もエネルギーの使用が少ないので、ポリエステル100%の服は着心地が悪く、実際に使用する消費者やメーカーからは綿などを混ぜて欲しいという要望があります。現在のところ、ポリエステル80%、綿20%以内であればリサイクル対象商品として受け入れています。実験では綿混率がもう少し高くても技術的には可能であることはわかっていますが、綿混率が高くなればなるほど除去精度が低下して不純物が残る可能性が高まります。不純物があると1回の投入分約5トンがリサイクルできず大きな損失となるので、技術の精度をあげるために、もう少し時間が必要です。また、残念ながらシルクやウール、ポリウレタン、アクリルなど衣服によく使われる繊維の中には、まったく受け入れられないものもまだたくさんあります。時間はかかりますが前に進めいくつもりです。



会場風景

森 氏：リサイクル資材を使用していることが利用者に対して「エコ」という一定の付加価値を与える反面、「品質の悪さ」というレッテルを張られるリスクもあります。リサイクル資材を使用してい

ることを積極的に対外的に知らせなくとも、結果的に気づいて環境意識が芽生えればそれで良いのではないかという考えもあります。資源循環型社会の構築に向けて、「CSRやエコの取組みとともに、アップサイクルが社会に受容される機運づくり」に今後どのような取組みが必要なのでしょうか。

宮武氏：「温暖化」という言葉を知らない人はいないと思いますが、私は、その言葉自体に社会が慣れてしまっているのではないかという不安を感じます。本当に温暖化するとどういうことが起こるのか、ごみが大量に出てきてしまったら世の中はどうなってしまうのか、生態系が崩れるとどうなるのか、きちんとした現状認識がまずは大事だと思います。そのためには教育や情報共有の場を設けることなどが重要だと思っています。

森村氏：市場では、廃棄物リサイクル事業者が作るものは「粗悪品」と思われてしまう部分がまだあって、環境に配慮した事業であり安心安全で品質も確かであることを理解してもらう、という突破口を開かないと難しいと感じています。さきほどの繰り返しだが、一般消費者向けの商品なのか企業向けなのかによっても違ってくると思います。一般消費者は環境意識が高く、言わなくても十分わかっているのかもしれません。企業は求めているものが違うので、両者の解決策を同時に議論することは難しいと思います。

森 氏：「リサイクル資材の徹底した品質管理」について今後、基準や検査などの制度面においても大切な取組みとはどの

ようなことでしょうか。

宮武氏：認証制度の活用が考えられます。また、衣料の世界では欧米企業を中心となつて、原料の選択、製造工程、パッケージング、輸送工程、廃棄後の処理方法など色々な段階で指標を作る動きがでています。これも品質管理していることを消費者に届けるメッセージのひとつではないかと思っています。

森村氏：消費者にとっては、食べ物と同様、どこからきたかわからないと納得できないという感覚があるようです。当社はどこから回収した廃棄物で出来た製品であるかタグをつけて管理し、問い合わせがあれば回答するようにしています。

森 氏：産業廃棄物のグローバル化とともに、廃棄物業界の市場もいまやグローバル化し、その影響も大きくなっています。排出事業者と協業・連携して、排出段階で、そして運搬後の廃棄物から、品質や価値をより高められる資源材をいかに効率的に選別・抽出することができるかが、これからリサイクル事業の成否の鍵といえます。

廃棄物処理業と再生資源業とが一体的になったより高度な事業が、資源循環型社会における事業スタイルではないかを感じています。廃棄物業界にとってアップサイクルという新しい概念での新たな取組みは、大きなビジネスチャンスでもあります。廃棄物業界が新たなチャンスとして今後ビジネスモデルを考えるとき、大切なこと、欠かせない条件などについて最後にご意見をお願いします。

宮武氏：製品の価格や新しい機能の紹介

だけでなく、付随するサービスが重要なと思っています。例えば、新技術でこのような機能のものを作りましたと紹介するだけでなく、この機能を使ってこういうものを作られてはどうですかという、一步前に出た提案を意識するようにしています。もうひとつは、「イノベーション」という言葉をかなり意識しています。ここまで成熟してくると新しい技術というのはなかなか簡単には出てきません。そうなるとハードだけでなく、ソフトで勝負することが重要となってきます。そのため私は、できるだけ異業種の方と接するようにしています。具体的なアイデアは出なくとも、業界によって考え方方が全然違うと気づかされ、そこから何らかのヒントが得られるのではないかと考えています。

森村氏：近年は、安定した性状のものは有価物としてどんどん売買され、いわば資源が海外に出てしまっている状態です。これは市場の経済原理であり、防ぎようがありません。逆に、選別しにくく性状の安定しない状態の廃棄物から、いかに資源を集めのかは、これから知恵の絞りどころだと思っています。もうひとつは回収・運搬方法について、コストや距離、エリアといった現時点で障害となっていることを解決するための取組みにビジネスチャンスがあるのではないかと考えています。

森 氏：アップサイクルについてほんの入口の話をさせていただきました。皆さまのリサイクル事業への取組みにとって「アップサイクル」の概念が、少しでも考え方の糸口やヒントになれば幸いです。本日はどうもありがとうございました。

委員会報告



多摩支部（赤石支部長）

平成25年2月19日(火)14時より、立川市内に於いて多摩支部幹事会が開催された。議題は、多摩支部会・研修会・懇親会についてである。

今年度で、多摩支部20周年を迎えることから、記念式典を行うこととなった。日程は、6月18日(火)もしくは19日(水)を予定とし、立川駅近辺のホテルで開催することに決定した。

なお、記念事業の概要としては(1)20周年記念式典の開催、(2)20周年記念誌の発行、(3)20周年記念品（適正処理啓発ポスター）の配布、(4)多摩支部設立時より貢献された方への感謝状の贈呈、を予定としている。

続いて、東京都環境局多摩環境事務所と合同で「適正処理意見交換会」を開いた。

出席者は、多摩支部から協会副会長も務める赤石支部長はじめ、加藤・比留間両副支部長の他8名の幹事と、協会本部より高橋会長、古川専務理事、そして事務局から井野事務局長が参加、多摩環境事務所からは井口課長、須田審査係長、櫻井規制指導係長が出席して頂き、総勢17名で行われた。

会議は、行政側から多摩地区における現状の諸問題等について説明があり、我々からは法律上の解釈の問題や法の施行に伴う現実的な問題など、幅広く様々な内容の濃い意見が飛び交っていたが、17時となり止む無く終了した。時間が足りず、質問出来なかった幹事もいるとは思うが、大変実のある意見交換会となった。

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成25年3月5日(火)13時30分より、(公財)東京都環境公社・会議室（墨田区江東橋）に於いて、『医療廃棄物処理従事者への研修会』を実施した。

まず東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課・志村課長及び(社)東京都医師会・橋本雄幸理事の挨拶で始まり、(公財)東京都環境公社・事業部・越智利春事業部長から医療廃棄物適正処理の新システムの概要が紹介された後、同・鈴木志課務担当係長から詳細の説明があった。次に、当協会の古川専務理事から環境配慮契約法基本方針について、産業廃棄物処理に係る契約に絞って要点の解説が行われた。

続いて「処理料金の低価格化問題について」をテーマに基調講演とパネルディスカッションが実施された。講演は(株)クレハ環境・代表取締役社長の福田弘之氏により、全産廃連医療廃棄物部会で検討中の医療廃棄物処理費の急速な低価格化について講演があった。低価格化の要因として、①他業種からの参入によるダンピングの横行、②入札制度の問題点（地元を代表する病院における安値落札価格がその年の標準価格になってしまう）、③地域外からの参入により価格を乱す営業が行われてい

る、の3つが考えられるとし、その対策について優先性・実効性を考慮して、今後部会で検討していくとのことだ。医療廃棄物の発生量は当面は拡大傾向にあるが、処理費の低価格化に加え、容器・燃料価格、最終処分費等の高騰が利益の低減を招くとみられる状況の中、医療廃棄物業界が目指すべき方向は、ダンピング合戦には応じず、徹底した経費カットで現状を凌ぎ、電子マニフェスト・電子契約・廃棄物追跡管理の実施率を向上させることにより、排出事業者の理解と安心を得るとともに最低価格の必要性も感じてもらうことが必要だ。そのためには、排出事業者と処理業者が一体となって新たな仕組み作りに取り組む時機にきたのではないか、とのことだった。

この講演を受けて、当協会医療廃棄物委員会の小園治委員の進行によるパネルディスカッションが実施された。パネリストは講演者の福田弘之氏及び当協会医療廃棄物委員会から千明賢人副委員長、山中正昭委員、伊丹重貴委員の4名が務めた。「入札での極端な安価の提示に対しては、その金額では処理が不可能であることを業界が勇気を持って声をあげるべきだ。」「廃棄物処理を診療報酬点数制に取り入れられないかとの意見があるが、廃棄物処理は“診療”ではないため“診療報酬”には該当しない。医師会と東産協が協力して新たな仕組みを考え、文書で都などに働きかける必要がある。」「東産協が一般的な料金（最低料金）を配信してはどうか。」「ある取扱業者が回収容器を病院と共同開発したところ、他業者が参入できず病院側も満足しているという事例がある。付加価値をつけて排出者の理解を得ていく必要がある。」など、参加者を含め様々な意見が出され、会場をも巻き込んだ活発な討論会となった。

青年部（有吉部長）

平成25年3月15日(金)15時より8名の幹事により幹事会が開催された。

まず、有吉部長より3月1日に山梨で行われた関東ブロックの賀詞交歓会についての報告と関東ブロックの10周年記念事業の現時点での決定事項について説明があった。

続いて各委員会の委員長より報告があり、今後の各委員会企画の行事予定について協議した。6月の総会後の勉強会のテーマについてはいくつか幹事内で案を出したが詳細については研修委員会を中心に今後詰めていくこととした。また、平成25年度も参加を予定しているアースデイについては当日の参加者の募集方法や参加内容等についての再確認が行われた。

最後に、青年部20周年記念事業について矢部副部長より説明がなされ、現時点での決定事項について確認されたが詳細については今後、さらに協議するため、4月5日に13時から関東ブロック10周年事業委員会及び東京青年部20周年記念事業委員会を開催することとし、会議は終了した。なお、次回の幹事会は記念事業委員会の後の16時から開催される。

女性部（二木部長）

平成25年3月21日(木)12時より7名の幹事が出席し幹事会を開催した。二木部長を中心いて来年度の事業計画について検討を行い、本日の全体会に提案する内容を取りまとめた。次に全体会の進行要領及びその他協議内容等の確認を行い幹事会は終了した。

15時より13名の部員が出席し全体会を開催した。山下副部長が進行役となり、まず本年度実施した各事業についての概要を報告した後、来年度の活動につなげるため反省事項等について討議を行った結果、外部からの集客を行う講演会、交流会等の行事については、これまでの経験と反省点を反映させた開催要領のマニュアル作りを行う等、今後の取組みの方向性と課題を共有した。引き続き、山下副部長より、幹事会で取りまとめた来年度の活動内容と年間スケジュール等の説明、提案があり協議を行った。主な活動としては「環境教育」を取り上げており、環境省の担当者を講師に招聘し、「環境教育」をテーマとした勉強会等を行い、女性部としての関わり方を十分検討したうえ、具体的な活動の場を設ける計画である。

来年度の事業計画案については、本日の協議結果をふまえ再度幹事会で検討のうえ、4月18日(木)に開催する定時総会に上程し、決定する。

表紙の言葉

本号から江戸時代の庶民の生活や習慣にまつわる「江戸の歳時記」をテーマに掲載します。第1回は「お花見」。お花見が庶民の楽しみとなったのは江戸時代中期、徳川吉宗が庶民の花見を奨励したことによります。吉宗は「火事と喧嘩は江戸の華」と言うほど放火が頻発する世相を見て、人心安定のために庶民に花見という娯楽を与えることで憂さ晴らしをさせ、同時に土手に植樹することで護岸効果や町の緑化による火事の延焼防止効果も狙っていたようです。吉宗が桜を植えさせた代表的な場所は隅田川の桜堤（向島）、飛鳥山（王子）、御殿山（品川）で浮世絵にも描かれる花見スポットでした。「白壁を両の手でぬる花の朝」とは花見に行くため念入りにお化粧をする女性たちをからかった川柳です。

写真は現代の花見の名所のひとつ千鳥ヶ淵。お濠を両側から包み込むように咲く満開の桜は圧巻です。

●千鳥ヶ淵緑道 東京都千代田区九段南2丁目～三番町先

【行き方】東京メトロ東西線・半蔵門線・都営新宿線九段下駅2出口徒歩5分

※ボート乗り場屋上のテラスがおすすめの絶景スポットです。

平成25年度 認定講習会(処理業許可・特管責任者)日程表 ※関東地域
—平成25年4月～平成26年3月—

平成25年度の「認定講習会(処理業許可・特管責任者)」の日程が発表になりました。受講をご希望の方は当協会までご連絡下さい。会員の方には受講の手引きを協会負担でお送り致します。

当協会のホームページより東京会場の空き状況等もご確認頂けます。

<http://www.tosankyo.or.jp/>

新規許可申請講習会 産業廃棄物

■収集・運搬課程

東京	5月14日～15日	埼玉	7月 2日～ 3日	神奈川	7月 9日～10日
	6月11日～12日		9月 4日～ 5日		9月 3日～ 4日
	9月18日～19日		12月 4日～ 5日		2月 4日～ 5日
	11月21日～22日		2月 5日～ 6日		8月27日～28日
	1月16日～17日		6月27日～28日		6月11日～12日
群馬	3月 6日～ 7日	千葉	10月 2日～ 3日	茨城	10月 8日～ 9日
	7月17日～18日		1月21日～22日		
	2月25日～26日		山梨		9月11日～12日

■処分課程

神奈川	5月21日～23日	埼玉	8月 6日～ 8日	千葉	11月26日～28日
茨城	2月25日～27日				

■処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

神奈川	5月21日～24日	埼玉	8月 6日～ 9日	千葉	11月26日～29日
茨城	2月25日～28日				

新規許可申請講習会 特別管理産業廃棄物

■収集・運搬課程

東京	10月 2日～ 4日	栃木	5月28日～30日	埼玉	11月 6日～ 8日
神奈川	3月 4日～ 6日				

■処分課程

千葉	6月17日～ 20日
----	------------

■処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

千葉	6月17日～ 21日
----	------------

みんなで使おう！“再生紙”

更新許可講習会(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 共通)

■収集・運搬課程

東京	5月 9日	埼玉	6月11日	千葉	7月17日
	5月16日		9月 6日		10月 4日
	7月18日		10月 3日		1月23日
	9月 6日		1月31日		3月18日
	11月 7日		7月31日		8月20日
神奈川	1月10日	茨城	12月10日	群馬	11月12日
	4月24日		2月 4日		2月27日
	7月11日		5月31日		山梨
	10月31日		8月29日		
	2月 6日		1月28日		

■処分課程(収集・運搬課程を追加して受講する事が出来ます)

千葉	5月28日～29日	栃木	7月 2日～ 3日	山梨	7月18日～19日
神奈川	8月20日～21日	埼玉	1月29日～30日	群馬	3月19日～20日

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

東京	5月10日	茨城	6月13日	神奈川	7月12日
	6月 6日		7月30日		8月22日
	6月 7日		12月11日		9月 5日
	7月19日		2月 5日		11月 1日
	9月 5日		7月 4日		12月 4日
東京	9月20日	栃木	1月29日		2月 7日
	10月17日		7月 4日		3月 7日
	10月18日		10月 4日		8月21日
	11月 8日		12月 6日		
	12月17日		2月 7日		
東京	12月18日	埼玉	5月30日		
	1月 9日		7月18日		
	2月20日		10月16日		
	2月21日		1月24日		
	3月13日		3月19日		
東京	3月14日	千葉	山梨	群馬	9月13日

〔お知らせ〕

石綿含有産業廃棄物に係る許可の取扱について

平成18年の法改正により、石綿含有産業廃棄物の中間処理施設での破碎又は切断が禁止されたが、東京都は、平成17年8月の通知のとおり一時保管後、最終処分場に搬出する方式をとっていた。しかし、平成18年9月に廃止通知が出されたが、それ以後も地域の実情を勘案し、処理体制が確保できるまでの経過措置として、非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書を受け付けてきた。

当協会では、東京都の方針については、様々な問題があるので、実施に当たっては、実情等を十分把握の上、対処されるよう要望・申し入れを重ねてきたところである。

今回、東京都は廃止通知が出されてから5年経過し、埋立処分場が立地するほとんどの自治体では東京都の方式を認めていない状況があるとして、この方式を廃止することとしたものであるが、積替え保管申請から許可までの間の猶予等に対応をしていきたい、としている。

24環廃産第785号
平成25年3月11日

社団法人東京産業廃棄物協会
会長 高橋俊美様

東京都環境局廃棄物対策部
産業廃棄物対策課長
(公印省略)

石綿含有産業廃棄物に係る許可の取扱について

日頃、東京都の廃棄物施策の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成24年6月13日付け「石綿含有産業廃棄物に係る許可の取扱について（意見）」により貴協会からご意見をいたいでいた標記の件について、関係自治体の状況を確認した結果、適正処理の観点から下記のとおり取り扱うこととしたのでよろしくお願ひいたします。なお、当局としても排出事業者に対して周知徹底に努めますが、あわせて貴協会より貴会員並びに関係者に対して周知されますようお願いいたします。

記

1 「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」の廃止について

現在、一部の中間処理施設から提出されている「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を今年度をもって廃止することとしました。よって、今後は、排出場所から直接最終処分場や溶融処理施設等へ持ち込むか、積替保管施設経由で最終処分場や溶融処理施設等へ持ち込むこととしてください。

2 石綿含有産業廃棄物の中間処理施設における取扱いを廃止する理由

都内から排出された非飛散性アスベスト廃棄物の受入を行っている埋立処分場が立地するほとんどの自治体では、この方式を認めていないため。

3 その他

域外の産業廃棄物の処分について事前協議制度を設けている近隣の自治体では、排出事業者責任の観点から事前協議の申請者は排出事業者としていますが、やむを得ない場合は、その手続を処理業者に委任することも認めているとのことですので、詳細については、各自治体にご確認ください。

行政だより

石綿含有産業廃棄物の中間処理施設における取扱い廃止

平成18年の法改正で石綿含有産業廃棄物の中間処理施設での破碎、切断が禁止されたが、東京都では地域の実情を勘案し、処理体制が確保できるまでの経過措置として、非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書を受け付けてきた。

しかし、通知廃止から5年が経過し、埋立処分場が立地するほとんどの自治体では東京都の方式を認めていない状況があることから、協会等とも協議し、これまでの方式を廃止することとした。

については、関係者への周知のため、通知を行った。

なお、廃止に伴う問題等については、協会等とも協議していく。

24環廃産第785号
平成25年3月11日

非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書提出
中間処理施設設置者 様

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長
(公印省略)

石綿含有産業廃棄物の中間処理施設における取扱いの廃止について

日頃、東京都の廃棄物施策の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成18年の法改正で石綿含有産業廃棄物の中間処理施設での破碎又は切断が禁止されました。これに先立ち環境省からは平成17年8月に「中間処理業者が、技術指針に従って、破碎等を行う中間処理施設において非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物とともに受け入れ、当該非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物と分離・分別し一時的に保管した後、破碎等を行わずに最終処分場に搬出する場合においては、これを中間処理の一環とみなし、当該非飛散性アスベスト廃棄物を中間処理産業廃棄物として取り扱って差し支えないこと。」との内容の通知が出されました。この通知は、平成18年9月に廃止されましたが、東京都では、地域の実情を勘案して処理体制が確保できるまでの措置として中間処理施設で石綿含有産業廃棄物を処理せずに一時保管する「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を受け付けてきました。

しかし、通知廃止から5年が経過した現時点において、都内から排出された非飛散性アスベスト廃棄物の受入を行っている埋立処分場が立地するほとんどの自治体では、この方式を認めていない状況です。

のことから、東京都はこれまで受理した「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を今年度をもって廃止することとしました。

つきましては、貴社中間処理施設においても処理前選別で破碎不適物として除去されたもの以外の石綿含有産業廃棄物の一時保管は速やかに中止するとともに、廃棄物処理法等に基づく、必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。また、契約先の排出事業者等にもその旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、域外の産業廃棄物の処分について事前協議制度を設けている近隣の自治体では、排出事業者責任の観点から事前協議の申請者は排出事業者としていますが、やむを得ない場合は、その手続を処理業者に委任することも認めているとのことですので、詳細については、各自治体にご確認ください。

24環廃産第785号
平成25年3月13日

社団法人東京建設業協会 御中

東京都環境局廃棄物対策部
産業廃棄物対策課長
(公印省略)

石綿含有産業廃棄物の中間処理施設における取扱いの廃止について

日頃、東京都の廃棄物施策の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成18年の法改正で石綿含有産業廃棄物の中間処理施設での破碎又は切断が禁止されました。これに先立ち環境省からは平成17年8月に「中間処理業者が、技術指針に従って、破碎等を行う中間処理施設において非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物とともに受け入れ、当該非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物と分離・分別し一時的に保管した後、破碎等を行わずに最終処分場に搬出する場合においては、これを中間処理の一環とみなし、当該非飛散性アスベスト廃棄物を中間処理産業廃棄物として取り扱って差し支えないこと。」との内容の通知が出されました。この通知は、平成18年9月に廃止されましたが、東京都では、地域の実情を勘案して処理体制が確保できるまでの措置として中間処理施設で石綿含有産業廃棄物を処理せずに一時保管する「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を受け付けてきました。

しかし、通知廃止から5年が経過した現時点において、都内から排出された非飛散性アスベスト廃棄物の受入を行っている埋立処分場が立地するほとんどの自治体では、この方式を認めていない状況です。

のことから、東京都はこれまで受理した「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を今年度をもって廃止することとしました。

つきましては今後、石綿含有廃棄物の処分については最終処分又は、溶融若しくは無害化処理を行う産業廃棄物処理業者と直接契約を結ぶよう貴会員に周知していただきますようお願いいたします。

産業廃棄物処理業許可申請手続きの簡素化について

東京都では、産業廃棄物処理業に係る許可申請手続きを簡素化するため、平成25年4月1日から、以下のとおり、先行許可制度と複数同時申請時の添付書類の一部省略を行うこととしました。

I 先行許可制度

先行許可制度とは、産業廃棄物収集運搬業の許可等の申請時に（下記1参照）、既にお持ちの許可証（下記2参照）を提示した場合、住民票等の添付書類（下記3参照）を一部省略できる制度です。

1 先行許可制度を活用できる許可申請等の種類

- ・（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可申請（新規・変更・更新）
- ・（特別管理）産業廃棄物処分業の許可申請（新規・変更・更新）
- ・産業廃棄物処理施設の許可申請（新規・変更）
- ・産業廃棄物処理施設譲り受け等の許可申請
- ・合併又は分割の認可の申請
- ・相続の届出

2 先行許可証として使用できる許可証の種類

先行許可証とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に規定する書類を全て添付して受けた※1、次に掲げる許可の許可証※2をいい、先行許可証として用いることができる期間は先行許可証に記載されている許可の日から5年間です。

- ・（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可証（新規・変更・更新）
- ・（特別管理）産業廃棄物処分業の許可証（新規・変更・更新）
- ・産業廃棄物処理施設の許可証（新規・変更）

※1 規則に規定する書類を全て添付して許可を受けていれば、許可証の「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載されています。

※2 他の都道府県・政令市から受けた許可を含みます。

3 先行許可証の提出により省略できる添付書類

添付書類	申請者が法人	申請者が個人
・役員の住民票抄本 ・役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・株主等の住民票抄本 ・株主等の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人の場合は、登記事項証明書） (発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者（株主等）がいる場合)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・申請者の住民票抄本 ・申請者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
・法定代理人の住民票抄本 ・法定代理人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (申請者が未成年で法定代理人がいる場合)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
・政令使用人の住民票抄本 ・政令使用人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）がいる場合)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
・申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面（誓約書）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

○：省略できる書類

4 制度を利用する場合の手続き

- ・申請の予約時に、先行許可制度を利用する旨を担当へ伝えてください。
- ・当日は申請書類とともに、許可証の原本をお持ちいただき窓口で御提示いただき、申請者による原本確認印を押印した許可証の写しを提出してください。

5 利用にあたっての注意事項

- ・氏名や生年月日等の申請書記載事項に誤りがないよう、よく確認してください。
- ・都への届出が済んでいない役員、株主又は政令使用人がいる場合は、その方の住民票抄本等は省略できません。
- ・許可の日から5年を経過していない許可証であっても、その許可の更新許可申請の際に先行許可証として使用することはできません。

（例）平成20年4月1日に許可を受け、平成25年3月31日が許可期限の許可について、その許可の許可証を使用して平成25年4月1日からの更新許可申請を行うことはできません。

II 複数同時申請時の添付書類の一部省略

更新許可申請と変更許可申請、産業廃棄物収集運搬業許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請等、複数の申請を同時に行う場合には、一方の申請書については、共通する以下の書類の添付を省略することができますとしました。

この場合、書類の添付を省略した申請書には、省略書類一覧表を添付してください。

○省略可能な書類

(1) 申請者が法人の場合

- ① 欠格条項に該当していない者である旨の誓約書
- ② 申請者の定款
- ③ 申請者の登記事項証明書
- ④ 経理的基礎に関する事項
- ⑤ 登録車両一覧表、登録船舶一覧表
- ⑥ 役員等及び株主又は出資者の住民票抄本
- ⑦ 役員等及び株主又は出資者の登記事項証明書（後見登記）
- ⑧ 貸借対照表（直近3年分）
- ⑨ 損益計算書（直近3年分）
- ⑩ 株主資本等変動計算書（直近3年分）
- ⑪ 個別注記表（直近3年分）
- ⑫ 法人税の納税証明書（直近3年分）
- ⑬ 重複する運搬車両の写真、自動車検査証の写し及び粒子状物質減少装置装着証明書の写し
- ⑭ 重複する運搬船舶の写真、使用権原を証明する書類

(2) 申請者が個人の場合

- ① 欠格条項に該当していない者である旨の誓約書
- ② 経理的基礎に関する事項
- ③ 登録車両一覧表、登録船舶一覧表
- ④ 申請者の住民票抄本
- ⑤ 申請者の登記事項証明書（後見登記）
- ⑥ 所得税の納税証明書（直近3年分）
- ⑦ 重複する運搬車両の写真、自動車検査証の写し及び粒子状物質減少装置装着証明書の写し
- ⑧ 重複する運搬船舶の写真、使用権原を証明する書類

III 問い合わせ先

省略書類の詳細や先行許可制度の利用方法など、御不明な点がある場合は、以下の担当部署へお問合せください。

[担当]

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課審査係
電話：03－5388－3587（直通）

東京都多摩環境事務所廃棄物対策課審査係
電話：042－528－2693（直通）

東京都は平成25年4月1日付で、次のとおり産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令した。

(廃棄物対策部)

役職	新	前職	前任者	異動先
調整担当課長	宇山 竜二	環境政策部都市エネルギー推進担当課長		
廃棄物埋立管理事務所長（統括課長）	古川 誠	自動車公害対策部規制課長	高橋 章	退職

(廃棄物対策部産業廃棄物対策課)

役職	新	前職	前任者	異動先
指導係長（課長補佐）	鮫島 弘尚	都市地球環境部計画調整課	上野 直樹	人材支援事業団
審査係長	須田 邦義	多摩環境事務所廃棄物対策課	黒岩 秀之	東京都島嶼町村一部事務組合
課務担当係長	河内 剛	八王子市		
審査担当係長	井上 豪	多摩環境事務所環境改善課	渡部 健一	廃棄物埋立管理事務所
PCB処理対策担当係長	中村 陽子	東京都職員共済組合	中尾 匡伯	多摩環境事務所廃棄物対策課
不法投棄対策担当係長	平野 晃章	自動車公害対策部交通量対策課	浅井 利彦	退職
不法投棄対策担当係長	鈴木 鉄光	東京都島嶼町村一部事務組合	須合 宏道	首都大学東京

(多摩環境事務所廃棄物対策課)

役職	新	前職	前任者	異動先
浄化槽係長（課長補佐）	中尾 匡伯	都市地球環境部総量削減課	磐井 一弘	退職
審査係長	櫻井 聖二	多摩環境事務所廃棄物対策課	須田 邦義	廃棄物対策部産業廃棄物対策課
規制指導係長	田中 修二	多摩環境事務所廃棄物対策課	櫻井 聖二	多摩環境事務所廃棄物対策課
規制担当係長	佐々木 仁	東京都環境科学研究所	田中 修二	多摩環境事務所廃棄物対策課

(廃棄物対策部資源循環推進課)

役職	新	前職	前任者	異動先
スーパーエコタウン担当係長（課長補佐）	大下 勝博	東京都島嶼町村一部事務組合	明石 優子	廃棄物対策部資源循環推進課

平成25年度「優良性基準適合認定制度」申請説明会が開催されます (参加費無料)

東京都の「優良性基準適合認定制度」とは、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した（公財）東京都環境公社が評価・認定する制度です。

一方、企業においては、廃棄物に対する社会的責任（CSR）や環境配慮に対する取組への高まりなどから、優良な産業廃棄物処理業者の選定が求められています。また、平成25年4月施行の「環境配慮契約法」では、「産業廃棄物の処理に係る契約」が含まれ、評価内容に優良認定の適合状況も加点項目として上げられることとなりました。

当制度の認定を取得し、競合他社との差別化を図るアピールポイントとして、是非活用してください。

■申請説明会日程

	開催日	開催時間	会場
新規申請者	平成25年5月10日(金)	14:00 ～ 16:00	東京都トラック総合会館 4F会議室 (東京都新宿区四谷3-1-8)
	平成25年6月14日(金)		(公財) 東京都環境公社 本社会議室 (東京都墨田区江東橋4-26-5) 東京トラフィック錦糸町ビル8F)
更新申請者	平成25年5月14日(火)		(公財) 東京都環境公社 本社会議室 (東京都墨田区江東橋4-26-5) 東京トラフィック錦糸町ビル8F)
申込方法	*公社ホームページ (http://www.tokyokankyo.jp/) からお申込みください。 *締切日は、各開催日の1週間前までとさせていただきます。		
問合せ先	(公財) 東京都環境公社 優良性認定評価室 TEL03-3644-1381		

新TSK会だより

第30回 新TSK記念大会



参加者一同

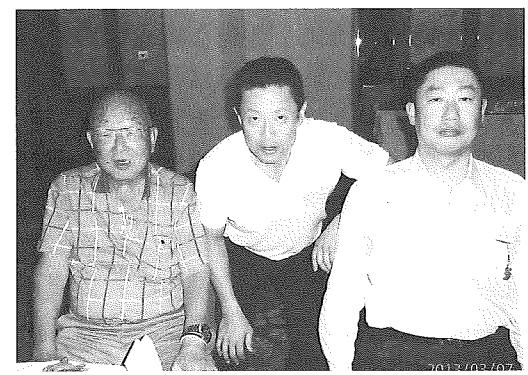
瀬社長（ワイエム興業）が久々に優勝し、復活を遂げました。新ペリアで私も運よく準優勝できました。

今回はシニアが規定人数に達しなかったため、シニア会は次回に繰り越しとさせて頂きました。

次回は7月に千葉県の名門、習志野ゴルフキングコースの

18ホールに挑んで頂きます。奮って御参加の程お願い致します。

(泉 昌男 記)



左から石田氏、泉、加瀬氏

新TSK会は、第1回山田ゴルフ倶楽部を平成15年6月に開催してから10年が経過し、今回で30回となりましたので、記念大会を開催しました。

場所は福島県いわき市の大名浜オーシャンホテル&ゴルフクラブ、全室オーシャンビューの眺めに波音が大変心地よく、快適に宿泊できました。

コンペでは、春の気配に花粉症のくしゃみ・鼻水に悩まされる参加者もありましたが、結果はベスグロ同スコアの加

◎成績上位者

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優勝	加瀬 博章	41	40	81.0	9.6	71.4
準優勝	泉 昌男	40	41	81.0	8.4	72.6
3位	石田 正夫	46	40	86.0	13.2	72.8
4位	矢部 久子	49	44	93.0	19.2	73.8
5位	大羽 敬子	49	44	93.0	18.0	75.0



求められる、新たな観点

講習会では息抜き話をする余裕があまりない。そこで、誌上で四方山話をひとつ。

廃棄物の定義については、一応、「総合判断説」なるものにより判断するということで落ち着いているが、具体的な場面での判断となると明確さを欠く。産廃と一廃の区分や廃棄物の種類についても、明確な考え方があるのかないのか、現場ではケースバイケースで判断することとなり混乱があるという。排出事業者や処理業者が困惑しないよう、悪名高い廃棄物処理法を新たな観点から、分かりやすいすっきりしたものに抜本的に変えて欲しい！との声は非常に多い。

廃棄物だけでなくどの世界でも、混迷を乗り越えるため、新たな観点からの発想が強く求められる。しばしばマスコミを賑わす日本古代史最大の謎＝邪馬台国、そして女王卑弥呼の王宮の所在地など、考古学的発見の積み重ねから徐々に議論が煮詰まっているとはいえ、一方で文献解釈などの面で、眉唾物を含め次々と新説が公表され、古代史ファンの頭の中の混乱は返って大きくなっているのではないか。そこで、信頼できるしっかりした新たな観点、発想が強く求められる。

そうした中、最近、「出雲と大和」－古代国家の原像をたずねて－、という本が出て注目を集めている。カバーには、「大和の中心にある三輪山になぜ出雲の神様が祭られているのか？それは出雲勢力が大和に早くから進出し、邪馬台国を創ったのも出雲の人々だったからではない

か？ゆかりの地を歩きながら、記紀・出雲風土記・魏志倭人伝等を読み解き、古代世界における出雲の存在と役割にせまる。古代史理解に新たな観点を打ち出す一冊。」とある。まさに、新たな古代史理解を求めるものであり、かねがね疑問に思っていた点について応えるなど、検討に値する話題の本であると思う。

【国作りと出雲の大和進出】

記紀（古事記と日本書紀）の記述は單なる神話か、何らかの歴史的事実を反映したものと見るか、今では後者の理解が多い。その記紀の神話では、大きなテーマとして「国作り」と「国譲り」がある。今の天皇家の祖先が大和朝廷として国内統一を果たすのだが、その大前提が「国譲り」とされている。つまり、「国作り」は天皇家の祖先の実績ではなく、系統が異なる大国主神による「国作り」が行われた後、天照大神系への「国譲り」が行われたと日本神話は明言している。

ところが、「国作り」の主役の大國主神については、沢山の異称別名があり、日本書紀では別名は6つであると整理する記述もある。「出雲と大和」の著者は、大国主神の名前の変化について分析し、国作りを進め国を形成した神が大己貴神（オオナモチ神）であり、国土形成が完了したときに登場するのが「大国主神」であり、そして、大己貴神による国土形成が大和に及んで完了したとき、大己貴神の靈魂（出雲沖の海から来た神）は大和の三輪山に奉祭されて「大物主神」と呼ばれたとしている。こうしたことから、天

皇勢力以前に出雲勢力が大和進出を果たしていたとする。

【邪馬台国と出雲系氏族】

邪馬台国の所在地については、九州北部所在が確実視される不弥国から、魏志倭人伝では「南」と表記されているのを多くの学者と同じく「東」と解釈する。但し、水行20日は航行の難しい瀬戸内ではなく日本海側の山陰を進み、投馬（ツマ）国=出雲地方を通り、丹後から南に陸路を1ヶ月で到達する地域を邪馬台国とみる。それが大和（奈良県）だという。

そして「出雲と大和」の著者は、王宮所在地は東部の山際に近い卑弥呼の都と騒がれている纏向（マキムク）ではなく、当時の中枢施設の立地傾向から、平野部の微高地に立地する環濠集落の中であるとし、弥生時代の遺跡として有名な「唐古・鍵遺跡」（奈良県田原本町）と推定する。（批判の出るところだ）

ところで、魏志倭人伝では邪馬台国には他の国と違い、王の下に設けられる「官」が四つもあるとしていることに注目し、分析の結果、①伊支馬（イコマ）は生駒山を含む奈良西北部一帯、②弥馬升（ミマス）は奈良西南部の葛城一帯、③弥馬獲支（ミマキ）は奈良東部三輪山の麓、天理から桜井にかけて、④奴佳鞆（ナカト）は中処、中央部を示すと結論する。邪馬台国はこの「四官」体制に支えられており、この「ナカト」こそ王宮の所在地であり、奈良盆地中央部の田原本町がその場所であるとする。

さらに、周辺3区域には、北に物部氏、西南に鴨氏、東に大神氏がそれぞれ勢力を張っていたことが知られており、3つの「官」は各豪族に対応しているが、これら3氏族がいずれも出雲系であることを指摘する。要は、邪馬台国は出雲系の氏族

連合によって擁立された王朝であったとするもので、注目される新見解である。

【国譲りと神武東征】

邪馬台国が大和朝廷へと発展していくと思われがちだが、大和朝廷の建国神話を扱う『古事記』や『日本書紀』には邪馬台国や卑弥呼の名前は一度も出てこない。このことは、卑弥呼と大和朝廷とは無縁の存在であることを示す。だからこそ国譲りによって大和朝廷が登場したのだ。国譲りといっても、実際には平和裏に進んだわけではないのではないか。そこで、神武東征で知られる武力制圧が鍵をにぎる。

邪馬台国は大和朝廷に繋がらず、断絶しており、外部から入った勢力が大和朝廷を立てた。それが神武東征であり、しかも、邪馬台国の「四官」体制を支えていた中央を除く三官（いずれも出雲系）の豪族・土豪たちの激しい抵抗から、神武の大和侵攻は記紀に詳細かつ具体的に記されている。「四官」体制＝邪馬台国連合軍の総大将は戦いの半ばで自らの將軍長髓彦（ナガスネヒコ）を殺し、神武に帰順する。神武が大和に入った後も出雲系の残党の抵抗は続いたが、やがて取り込まれ生き残っていく。だから穏やかに「国譲り」となり、出雲の神の力は、大和朝廷の支えとなっていく。その結果が、島根県出雲の地に壮大な社（出雲大社）の造営へと展開していく。

新たな視点、観点から書かれたものは面白い。すべてが受け入れられるかは問題だが、専門家の書評は暖かく受け止めているようだった。発行部数はかなり伸びている。（専務理事 古川芳久）

*村井康彦「出雲と大和」－古代国家の原像をたずねて－（2013年岩波新書）



弁護士
芝田 稔秋

法律相談

行政との訴訟で処理業者が成功した事例は、どんなものがあるか
事業停止処分・許可取消処分が間違っていたら、どうする?
(シリーズ 5)

会社が違法行為を行ったなら、事業停止命令や業の許可や施設の許可を取消されるなど、不利益な行政処分が行われるのは仕方のことである。処分を厳正に受け止め、以後は襟を正して適正な処理を心がけなければならない。

しかし、行政処分が常に正しいとも言い切れず、ときには間違っている場合もあるので、そういう場合は、泣き寝入りせず、行政処分の取消の訴訟でもしたくなるのが道理である。

本シリーズでは、そういう行政処分取消請求訴訟の成功の判例を紹介して、皆様の参考に供したいと考えるものである。

今回は、『埼玉県行政不作為違法確認請求事件』（さいたま地裁平成21年10月14日判決）を取り上げる。

産業廃棄物処理業者が、処理施設の設置の許可申請、及び処理業の事業範囲の変更の許可申請を行ったところ、知事が1年1ヶ月の間許可・不許可の処分を行わなかったことが違法となるかが争われた事件である。

業者が不作為の違法の確認の請求の訴を提起した事案であるが、業者の請求が認められた。

《事例》

原告Xは、被告埼玉県において、埼玉県知事から許可を受けて、産業廃棄物の収集運搬業と処分業を営んでいる会社である。

Xは、埼玉県知事に対し、平成21年4月28日付で、産業廃棄物処理施設設置許可の申請（処理法15条1項）および、産業廃棄物処理業の事業の範囲変更の許可申請（法14条の2第1項）を行った。

この経緯について、詳述しよう。

- 原告Xは、埼玉県から、産業廃棄物収集運搬業の許可及び、産業廃棄物処分業の許可を得て、以来、産業廃棄物処理業を行っている。
- Xは、新しく購入した工業専用地域において、産業廃棄物処理施設を設置し、同施設を拠点として、産業廃棄物収集運搬業および処分業を計画し、埼玉県に相談したところ、事業計画書を提出するよう指導を受けたので、平成17年1月、産業廃棄物の中間処分業計画書等を出した。
- また原告は、埼玉県から、地元住民に対し、事業計画説明会を開催するよう指導され

たので、平成17年10月に説明会を実施した。

4 原告は、上記の住民に対する説明会と並行して、本件事業計画について、埼玉県との間で数回、事前協議を行い、必要書類を追加提出し、間違いを補正して提出するなどして、平成18年3月に、事前協議を終了した。

5 その後、原告は、埼玉県の産業廃棄物指導課から、平成18年3月に、審査結果の通知を受けた。

審査結果の通知には、地元町から指導を受けて実施する事項として、14項目にわたる記載はあったが、地元町の条例に基づく手続については何も指摘がなかった。

6 原告は、埼玉県に対して、従前の事前協議の結果に基づいて、正式の許可申請書を作成して、平成20年3月に埼玉県を訪問して、許可申請書を提出しようとした。

ところが、同課は、各申請書の受取りを拒否した。

拒否の理由は、事業計画地である地元町の条例に基づく手続が未了であるということであった。しかし、原告はそれらの手続はすべて「履行」したのであり、「未了」というのは埼玉県の間違いである。

7 そこで、原告は、埼玉県に対し、平成20年4月に、上記の許可申請書を平成20年4月28日付で書留郵便をもって発送したところ、同申請書は同月28日に埼玉県に到達した（甲7の1ないし甲7の3）。

8 埼玉県知事による許可申請の不受理

原告の上記書面に対し、埼玉県産業廃棄物指導課から原告に対して、平成20年5月、同課に来訪するよう要請があったので、同要請に応じて訪問したところ、地元町では住民の相当数の反対があるので、本件許可申請は受理できないので、申請書は持ち帰ってもらいたいと言われた。

9 原告は、これを拒否して、早期に審査して許可するよう改めて要請した。

10 しかし、その後、埼玉県から原告に対する連絡が何もなかったため、原告は埼玉県に対して、平成20年9月に「要請書」を送付し、現状につき回答を求めるとともに、早々に許可処分を賜りたいと要請した。

11 結局、埼玉県は、本件各申請書を平成21年9月12日付でXに返戻した。返還の趣旨が記載されていた。

12 同文書によれば、① 地元町の「産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例」に基づく手続が未了であり、また、② 埼玉県に対する許可申請書の正式の提出は、「審査結果の通知を受け取った日から2年以内」でなければならないとする埼玉県の指導要綱があり、原告の正式許可申請は、平成20年4月28日付であるから、許可申請書の提出期限は事前協議終了の通知を受け取った日からすでに2年を経過しており、あらためて計画書を提出して審査を受け直す必要があるとの回答であった。

つまり埼玉県は、この二つの理由で、原告の上記4件の許可申請を受理せず、したがって、許可もせず、不許可処分もせず、申請書類の全部を返戻してきたのである。

◆ 結局、埼玉県は、本件各申請書を平成21年9月12日付でXに返戻したものの、申請より約1年1ヶ月後の本件訴訟口頭弁論終結時までに許可・不許可の処分を行わなかった。

◆ 本件においては、Xの許可申請に対し、埼玉県がA町環境保護条例及びA町環境保護条例規則で定める手続等の履行を指導し（行政指導）、Xがこれに従わなかったため、埼玉県が処分を留保しているという事情があった。もっとも、Xは、本件申請を行うまでの間、埼玉県の行政指導に従い、A町環境保護条例の定める手続を開始して本件行政

指導に従う意思を示し、同条例13条の定める意見調整を行っていた。

このような場合において、埼玉県知事の許可・不許可を行わないという不作為は違法となるだろうか。

◆行政手続法の規定を紹介しよう

第二章に『申請に対する処分』について、以下のように規定している。

第5条（審査基準）

- 1 行政庁は、審査基準を定めるものとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならぬ。

第6条（標準処理期間）

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

第7条（申請に対する審査、応答）

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

第8条（理由の提示）

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分を書面ですることは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

◆国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- 2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

《事例へのアプローチ》

◆ 最高裁昭和60年7月16日判決について

行政指導の継続が「違法」となるかどうかに関しては、国家賠償請求訴訟において最高裁判所の、①原告が行政指導にもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明したものと認めるに足りないとき、②行政指導の目的とする公益上の必要性と原告の受けた不利益とを比較衡量して、行政指導への不協力・不服従が社会通念上正義の觀念に反するといえるような特段の事情があるときには、行政指導の継続を理由に処分を留保することも許されるとする趣旨の判断が行われているので参照されたい（最高裁昭和60年7月16日判決）。

◆ 埼玉県の主張

埼玉県はこの判例を本件にもあてはめ、まず、Xは、埼玉県に対する「合理的な説明」もなく、A町環境保護条例が定める手続の履践を一方的に打ち切ったのであって、これは、行政指導に協力できないとの真摯かつ明確な意思表明とはいえないとして主張した。

また、A町においては、人口の約75%の住民が本件施設の設置に反対であり、A町環境保全条例の定める手続等の履行を求める公益上の必要性と、原告の受けた不利益とを比較衡量すれば、前者が優越するのは明らかであり、本件行政指導に対する原告の不協力・不服従が社会通念上正義の觀念に反するといえる特段の事情がある、すなわち、埼玉県の不作為は違法ではないと主張した。

はたして埼玉県の主張は妥当だろうか。

《裁判所の判断》

要点：国家賠償法における「違法」と、行政訴訟における「違法」は違う？

◆行政処分の不作為が違法となる場合とならない場合

行政手続法6条及び7条が、標準処理期間、申請に対する審査応答義務を定めて、申請に対する事務処理の迅速化、透明化を図っていることからすると、原則として、法令に基づく申請から、当該処分を行うのに通常要する期間が経過しているにもかかわらず、許可・不許可の処分が行われていない場合は、その不作為は違法となり、この期間が徒過したことを正当化するような特段の事情がある場合に限り、その不作為は違法とはならないと解すべきである。

◆埼玉県の不作為が違法とならない特段の事情の有無

(1) 被告は、判例（最判昭和60年7月16日）及び埼玉県行政手続条例32条に基づき、「①原告が行政指導にもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明したものと認めるに足りないとき、②行政指導の目的とする公益上の必要性と原告の受けた不利益とを比較衡量して、行政指導への不協力・不服従が社会通念上正義の觀念に反するといえるような特段の事情があるときには、行政指導の継続を理由に処分を留保することも許されると主張する。

(2) しかしながら、前記の判例は、・・・国家賠償法1条1項の適用上違法となるかについて判断した事案である。そして、違法な公権力の行使によって受けた損害の填補を目的とする国家賠償法と、違法な不作為により不利益を受けている申請人の救済を目的とする不作為の違法確認訴訟とは、その目的とするところが異なる以上、国家賠償法における違法性の判断がそのまま不作為の違法確認訴訟における違法性の判断において妥当するものではない。

(3) さらに、被告の主張を前提とすると、原告が行政指導に従えない真摯かつ明

確な意思を表明していない、行政指導の目的とする公益上の必要性が当該行政指導により原告が受ける不利益とを比較すれば行政指導への不協力・不服従が社会通念上正義に反するという理由で、いつまでも処分を留保することが事实上可能となってしまい、かかる事態は同法6条及び7条が、申請に対する事務処理の迅速化を図っている趣旨に反するというべきである。」

(4) 処理法は、「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物の収集運搬及び処分の事業は範囲の変更について、環境への不可、生活環境に及ぼす影響を考慮して許可要件を定めている。」また、「生活環境の保全の見地から必要な条件を許可処分に付すことができる」とも規定している。

これらの規定を考慮すると、本件では原告が不作為の違法を主張して訴えを提起した以上、行政指導に任意に従えない意思を表明したことは明らかであるから、このような場合には行政指導に従わない事業者であることを前提に許可又は不許可の判断をし、許可をする場合には生活環境の保全の見地から必要な条件を付することで対処すべきであり、行政指導の継続を理由に許否の判断を留保することは許されないと解すべきである。」

《解説》

本判決の意義は、国家賠償請求訴訟において行政指導の継続が違法となる場合の要件を示した最高裁昭和60年7月16日判決（以下①判決という）が行政訴訟における違法判断にも妥当するかについて判断を示した点にある。

すなわち、本判決は、上記のとおりに判示して、①判決の理論はそのまま行政訴訟における違法判断に妥当するものではない、とした。そして、行政指導に従う意思がないことを表明したにもかかわらず、行政指導を継続することは違法となると判断した。

これは、国家賠償請求訴訟において行政指導の継続が違法と判断される場合よりも基準を緩めたものといえる。

行政手続法が、標準処理期間を定めた趣旨は、行政の応答義務を定めたものであるが、行政処分の迅速化、透明化を図り、行政が許可も不許可も行わないことによって、国民の正当な権利行使が侵害されることを防ぐことにある。それにもかかわらず、行政指導の継続による許否の判断の遅滞が違法となるのが①判例の判示した場合に限られることは、行政の独自の判断により行政指導を継続し判断の許否を行わないことを許すこととなってしまい、行政手続法が標準処理期間を定めた趣旨を失わせることとなってしまう。その意味で、本判決は、行政手続法の趣旨から、行政指導の継続が違法となる場合の判断を示したものとして高く評価したいと思う。

★ POINT

最高裁昭和60年7月16日判決の行政指導の継続が違法となる要件は、行政訴訟においては妥当しない。

行政訴訟においては、行政指導に従わない意思を表明したにもかかわらず、合理的な期間が経過してもなお行政指導を継続することは違法となる。



アースサポート(株)

代表取締役 尾崎 俊也

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

産業廃棄物処分業・中間処理（島根県知事許可取得）

特別管理産業廃棄物処分業・中間処理（島根県知事許可取得）

〒690-0025 島根県松江市八幡町882-2

☎0852 (37) 2890

～協会の主な今後の日程～

（平成25年4月1日現在）

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
1	月		●平成25年度許可申請に関する講習会・受付開始～	
3	水	水	青年部 関プロ幹事会 15:00～	協会会議室
5	木	木	東京青年部20周年記念事業委員会・ 関プロ10周年記念事業委員会 13:00～／幹事会 16:00～	協会会議室
10	水	水	広報委員会 10:00～ 常任理事会 13:30～／第1回理事会 14:30～	協会会議室
11	木	木	中間処理委員会 15:00～ 25年度講習会・連合会講師研修会 14:00～12日（金）14:30	協会会議室 メルパルクYOKOHAMA
16	火		医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
17	水		法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
18	木		女性部 幹事会 13:30～／定期総会 15:00～／全体会議 15:45～	協会会議室
20	土		青年部「アースデイ東京2013」参加（協賛）	
21	日	日	↓ 於：渋谷区代々木公園	
19	金		第50回関東地域協議会 会長会議12:00～／協議会14:00～／懇親会17:00～	青山ダイヤモンドホール
23	火		常任理事会 15:00～	協会会議室
8	水	水	常任理事会 13:30～／第2回理事会 14:30～	協会会議室
16	木	木	女性部 幹事会／勉強会	協会会議室
21	火	火	全産廃連；理事会	全産廃連会議室
24	金		第1回定期総会 16:30～／懇親会 18:00～	青山ダイヤモンドホール
12	水	水	常任理事会 15:00～	協会会議室
14	金	木	全産廃連；第3回定期総会	明治記念館
20	木		女性部 幹事会／勉強会	協会会議室

事務局だより 4月は、誰でも一時、心が引き締められる季節のようだ。無意識であっても周囲の雰囲気が変化しているからだろうか。通勤電車の中において、新調の服、ネクタイ、靴、鞄、で纏われた人を見かける。通学路では、前後高学年に守られて真ん中に初々しい一年生が不安と喜びを抱え、目をきょろきょろさせながら元気よく、歩いている。ピッカピッカで新鮮さそのものである。「初心忘るべからず」ということだといふ知らされる。

いつだったか、大学の同級生の話がT新聞に掲載されていた。東北、名取市閑上地区の東禪寺住職の三宅さんと埼玉、飯能市の法光寺住職の大野さんという方だそうだ。東禪寺というのは海から1キロくらいのところに位置していたという。津波の被害に遭い、多くの方々が亡くなった地区であり、お寺も使用できない状態になり、そのお寺の鐘が100メートル離れたところで見つかった、と新聞には書かれていた。お寺の鐘を預かってい

るのが大野さんという住職だそうだ。「僧侶としての最大のテーマは自殺を防止すること、鐘を返せるのは10年、20年先かもしれない、被災地を忘れず、できる限りの助けをする」とも書かれていた。何とも言いようのない気持ちになった。まさに、同級生の固い絆だと思う。人と人、何気なく過ごしているが、平凡の中には大切なものが詰まっているような気がしてならない。

新しい気持ちで出発するのにふさわしい平成25年度、協会は新法人として歩き始めました。実質1年半くらいの新法人移行事務作業が続いていましたが、事務局としても計画に沿って何とか実現できたことが何よりもうれしく思っております。これは、ひとえに、高橋会長をはじめ、役員の方々、会員等の皆様のご協力、ご理解があったからこそであります。今後も、公益事業とともに、多種多様な会員事業を行い、さらに業界発展につながるよう、事務局としての役割を十分發揮していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
(井野)

編集後記

例年になく気温の低い冬も過ぎ去り、春爛漫の季節を迎えてます。今月号は一般社団法人への移行後の最初の発刊となります。もっともこれまでと何かが変わるのはありませんが。わが協会は、公益法人ではありませんので、あくまで、機関誌「とうきょうさんぱい」は会員の皆様向けの情報伝達媒体となることが使命であると理解しています。

急激な気温の変化で体調を崩されている方も多いようです。気温だけでなく、何か見えない微粒子が空気中をさまよっているような気がしますが、皆様にはどうお感じですか。何れにしろ、これからは一年中、うがいを心がけることが賢明になるのでしょうか。マスクを使用している方が本当に多い昨今です。随分前ですが、日経新聞夕刊のコラムにフランスでは一般的にマスクを使う習慣がないそうで、使うのは医師だけ。買いに行ったら薬局で「あなたは医者か?」と聞かれたとの

記述がありました。

経済動向が依然として気になる状況です。この先、貿易収支の赤字が一気に改善していくのでしょうか。得意としていたものづくりから、知的財産による経常収支の改善も急務と何かに書かれていましたが、そのために必要な特許の審査官の不足が顕著なのだとさうです。公的資金の投入により開発費を得た研究開発者が知的財産になるかどうかの検討をするより、審査の専門官を公的資金で投入し、知財保護に当るべきではないでしょうか。

4月は年度の開始の月です。皆様方の業務、役所、学校等の新年度が始まるとともに周りの顔ぶれも少なからず入れ替わる時期です。電子機器の進歩は急ですが、本来の対人関係構築のための手法は普遍的な筈です。従来どおり、直接対話による交流を忘れないようにしたいものです。
(乙顔)

とうきょうさんぱい 2013 第272号

発行人 高橋俊美
企画・編集 広報委員会
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上

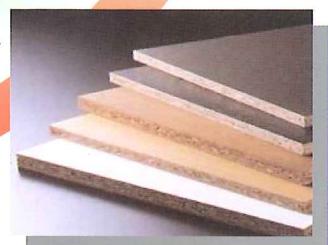


不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます